

令和3年4月7日

教職員各位

健康観察及び検温等の実施について（再通知）

本学における新型コロナウイルスの感染拡大防止策については、学生と教職員の安全を第一とするため、不要不急の外出自粛の要請とともに、いわゆる「3密」を避けるため、マスクの着用や手洗い、うがいの励行、咳エチケットの徹底や身体的距離の確保など、感染防止の徹底をお願いしてきたところです。

新年度を迎えて、令和2年7月21日より実施しております出勤前の健康観察及び検温等についても、下記のとおり、継続的に実施することとしておりますので遺漏のないよう適切にご対応願います。

記

【出勤前】

- ・勤務日は「健康管理表」（別添1）に、体温と健康状態を必ず記録して下さい。
- ・その際、発熱（目安として37.5度以上）や咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚異常などの症状が一つでもある場合は、以下に示す【症状が出た場合等の対応】及び【新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について】（令和2年3月31日付け新型コロナウイルス対策本部決定）に基づき、対応して下さい。

【入構時】（出勤前に検温等を忘れた場合等）

- ・白鷹館1階ロビー（品川キャンパス）又は、1号館1階玄関入口（越中島キャンパス）に設置された「固定式非接触セルフ検温計」で必ず検温して下さい。

→ 発熱（目安として37.5度以上）がない場合
入構可能です。

→ 発熱（目安として37.5度以上）があった場合
アラームが発せられた場合（37.5度以上の発熱）は入構せず、所属長等に連絡し、速やかに帰宅して下さい。

【症状が出た場合等の対応】

・症状がある場合

- ① 発熱（目安として37.5度以上）、咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚異常などの症状が一つでもある場合は、大学に出勤せず自宅療養とし、以下の「相談・受診の目安や相談方法」のサイトを参照の上、かかりつけ医、新型コロナウイルス相談窓口、最寄りの「発熱相談センター」に相談・受診してください。

（相談・受診の目安や相談方法）

○東京都福祉保健局「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について

○東京都新型コロナウイルス感染症対策サイト

(参考)

○各電話相談窓口

○各都道府県が開設している発熱相談センター

②大学への病状報告は、所属部署(※)へメールにて行い、継続して毎日(朝・夕)体温を測定し、日々の健康状態とともに「健康管理表」への記入の徹底を行うこと。

③出勤再開については、医療機関においてもできるだけ判断してもらうこと。

その場合、診断結果を大学に報告すること。

出勤再開の目安は、次の 1) および 2) の両方の条件を満たすこと。

1) 発症後に少なくとも 8 日が経過していること。

2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過していること。

・新型コロナ感染症に感染した場合

新型コロナウイルスへの感染が確認された場合又は濃厚接触者であると特定された場合には、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について(令和2年3月31日付け新型コロナウイルス対策本部決定)に基づき、対応して下さい。

なお、濃厚接触者に対して出勤停止の措置をとる場合の出勤停止期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。

【注】

※教員について、品川地区については、国際・教学支援課品川地区等支援係、越中島地区については、越中島地区事務室管理係へ報告願います。なお、研究室に所属する非常勤職員については、研究室の担当教員へ報告し、報告を受けた担当教員は、それぞれの地区の担当係へ報告願います。

【その他】

・出勤時(特に公共交通機関利用時)には、自宅からマスクを着用し、構内でも原則としてマスクを着用して下さい。

・出勤前の「健康管理表」の記入のほか、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「行動記録表」(別添2)を参考として、日頃からの行動についても記録するよう努めて下さい。

(「健康管理表」の記入については、別途、アプリストアから、本学が健康管理者登録した「健康日記」アプリを使用した入力・保存も可能。使用する場合は、必ずこちらのページを参照のこと。)

・後に万が一、新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者の可能性がある場合は、経過の確認等を行うため、必要に応じ「健康記録表」および「行動記録表(任意様式含む)」について、本学からファイルによりデータの提出を求めることがあります。